

# 謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民立ぐんまNPOセンター（以下「GNPOC」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 GNPOCの会員、会員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象)

第3条 謝金の対象は、理事会で議決された実働および、講師とする。

(謝金額)

第4条 謝金額は、

1回につき5,000円（交通費、駐車場代込み）

当法人のために実働的な活動を行っていた会員が退会する時の謝金 10000円

会員が当法人名義で外部から謝金を受取る活動に対する謝金 外部から受取る謝金の90%

会員以外の者への謝金は予算、または理事会で定める。

2 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金を増減することができる。

(県外交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第2条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金の単価に加えて、県外交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月5日に遡って適用する。

令和4年8月15日一部変更（第2条、第4条1項、第5条関係）